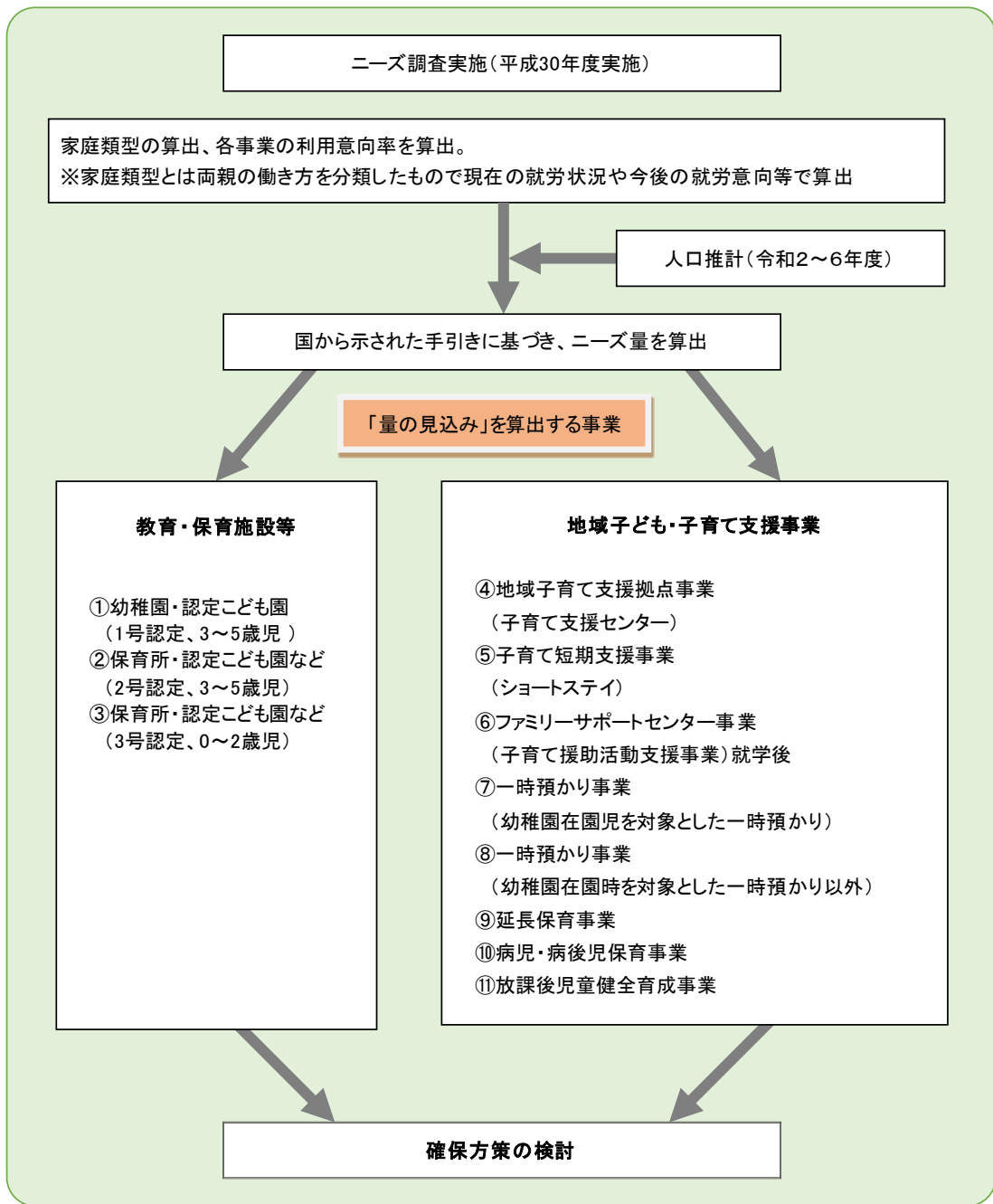


「量の見込み」の算出について

1 教育・保育事業等のニーズ量の算出(調査結果をベースにしたもの)

(1) ニーズ量の算出の流れ

教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(該当事業のみ)のニーズ量は、平成30年度に実施したニーズ調査結果を基礎データとして、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」における算出方法に準じて算出します。



(2) 具体的な「量の見込み」の手順について

「量の見込み」を算出する事業ごとにニーズ調査結果から「潜在家庭類型」や「利用意向率」を算出し、推計児童数を掛け合わせることでニーズ量を算出します。

① 基本となる家庭類型の分類

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプ別に分類します。
タイプA～Fの8つの家庭類型があります。



② 潜在家庭類型の分類

①の「家庭類型」に対して、両親の今後の就労意向を反映させて「潜在家庭類型」としてタイプ別に分類します。

- ・ 母親のパートタイムからフルタイムへの転換希望
- ・ 就労していない母親の就労希望 など



③ 事業別の潜在家庭類型（割合）の算出と推計児童数の算出

事業別に潜在家庭類型のタイプと対象児童の年齢が決まっているので、事業別の「潜在家庭類型」の割合と、住民基本台帳による人口推計から各年度の「推計児童数」を算出します。

事業に応じて、対象となる家庭類型が決まっています。たとえば、児童クラブは保育を必要とする家庭に限定されます。



④ 事業別の対象となる児童数の算出

③で算出した「潜在家庭類型」の割合と「推計児童数」を掛け合わせることで、各事業の対象となる「家庭類型別児童数」を算出します。



⑤ 利用意向率の算出

事業別に、該当する設問の回答者数を利用希望者数で割り、潜在家庭類型別の利用意向率を算出します。



⑥ ニーズ量の算出

事業別に、④で算出した「家庭類型別児童数」に⑤の「利用意向率」を掛け合わせて、ニーズ量を算出します。

上記①から⑥の手順によりニーズ量を算出し推計値(ニーズ)としています。この推計値を踏まえつつ、第1期計画期間の実績等も考慮しながら、より実態に即した「見込量」や「確保方策」を検討します。

2 父親・母親の就労形態等による家庭類型のタイプについて

ニーズ調査結果から、「保護者の配偶状況(ひとり親かどうか)」「就労状況(夫婦の働き方の組み合わせ)」によって、タイプ A からタイプ F までの8パターンの“現在”家庭類型を算出します。

さらに、母親について、「無職だがフルタイムまたはパートタイムで就労したい」「現在のパートタイムからフルタイムへ移行したい」などの意向により、近い将来の“潜在”家庭類型を算出します。

| 父親 \ 母親 | | ひとり親 | フルタイム就労 (産休・育休含む) | パートタイム就労(産休・育休含む) | | | 未就労 |
|-----------------------|-------------------|------|----------------------|-------------------|-------------------|--------|------|
| | | | | 120時間以上 | 120時間未満 64時間以上 | 64時間未満 | |
| ひとり親 | | タイプA | | | | | |
| フルタイム就労 (産休・育休含む) | | | タイプB | タイプC | タイプC' | | |
| パートタイム就労 (産休・育休含む) | 120時間以上 | | タイプC | タイプE | タイプE' | タイプD | |
| | 120時間未満 64時間以上 | | タイプC' | | | | |
| | 64時間未満 | | | | | | |
| 未就労 | | | | タイプD | | | タイプF |

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭(母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月120時間以上または月64時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月64時間未満または月64時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: ともに月120時間以上または月64時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月64時間未満または月64時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)
- ※育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。
 ※月64時間 : 各自治体において48時間~64時間の間で設定する「保育の必要性」の設定区分に関する保護者の月間就労時間。
 寒川町は月64時間を下限時間とする。

3 人口推計について

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等の手引き」(平成 26 年 1 月)において各年の各歳別の児童人口の推計を行うにあたっては、「地域行動計画策定の手引き」(平成 15 年 8 月 次世代育成支援対策前期行動計画策定時)を参照することとされています。

【地域行動計画策定の手引き(抜粋)】の概要-----

(1)人口推計の目的と留意点

行動計画は、計画期間における将来人口の推計が必要。人口推計においては、以下の点に留意。

・人口推計の期間および時点

将来人口は、計画期間の各年度の値を推計。学齢基準日である 4 月 1 日時点での将来人口を推計することが望ましい。

・推計する人口の年齢区分

計画では児童を年齢別に対象とする事業が多く扱われることに鑑み、少なくとも 0～11 歳(小学生以下)、できれば 0～17 歳(児童福祉法が定義する「児童」)については、各年齢別かつ男女別に将来人口を推計。(～中略～)総人口に占める児童人口の比率などを計算する場合に備え、全年齢層について男女別の将来人口を推計することが望ましい。

(2)推計に使用する実績人口データ

人口推計は、住民基本台帳もしくは国勢調査のいずれかの人口データに基づいて行う。それぞれ以下のような特徴があり、これらを比較検討して使用するデータを定める。

・住民基本台帳

毎月ないし年数回の時点(通常は月初又は月末)における人口データを採ることができる。そのため、直近のデータが使用可能で、かつ推計時点として望ましい 4 月 1 日時点の実績を使用して推計を行うことができる。また、外国人人口が含まれていないため、外国人登録のデータを併せて利用することが望ましい。住民基本台帳のデータと外国人登録のデータを合算する場合、原則として時点や年齢区分を同じくしなければならない。

・国勢調査

国勢調査の人口データは、全市町村で各年齢別に整理されており、また外国人人口も含んでいる。ただし、調査頻度が 5 年に 1 回のため、5 年おきの 10 月 1 日時点のデータしか存在しない。近年の調査は平成 17 年と 22 年であり、今回の人口推計で国勢調査のデータを用いる場合は、主にこの 2 ヶ年のデータを使用することになる。

(3) 人口推計の方法

今回の推計で推奨される方法としては、「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類。「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。

・コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

・コーホート要因法

「コーホート要因法」とは、各コーホートについて、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法である。

推計の基礎となる過去の実績人口に特殊な変動があったか、推計対象期間内の将来人口に特殊な変動が予想されるため、過去の実績に基づく変化率が将来人口の推計に適さないと思われる場合、この方法を用いることが推奨される。

今回のように比較的近い将来の人口を推計する場合、死亡率や出生率は短期間に大きくは変動しないため、特殊な人口変動は例えばニュータウン開発や鉄道新設による大規模な人口流入のように、転出入を要因とするものにほぼ限られます。そのため、コーホート変化率法を活用しています。

また、以下の理由から、住民基本台帳による人口推計を活用しています。

- ・年齢別の児童数が必要となる(人口問題研究所は5歳刻みかつ5年区間での推計)
- ・学齢基準日である4月1日時点での将来人口推計が望ましい(国の作業の手引きより)
- ・住民基本台帳は、直近のデータが使用可能で、推計時点として望ましい4月1日時点の実績を使用して推計を行うことができる
- ・国勢調査では調査頻度が5年に1回のため、5年おきの10月1日時点のデータしか存在しない

4 人口推計(令和2年～6年の推計)

平成27年～31年までの各年4月1日現在での男女別各歳別の住民基本台帳を使用して令和2年以降の将来人口を推計しました。

(1)実績人口及び将来人口推計

【2019年までの実績値】(各年4月1日現在)

単位:上段・人, 下段・%

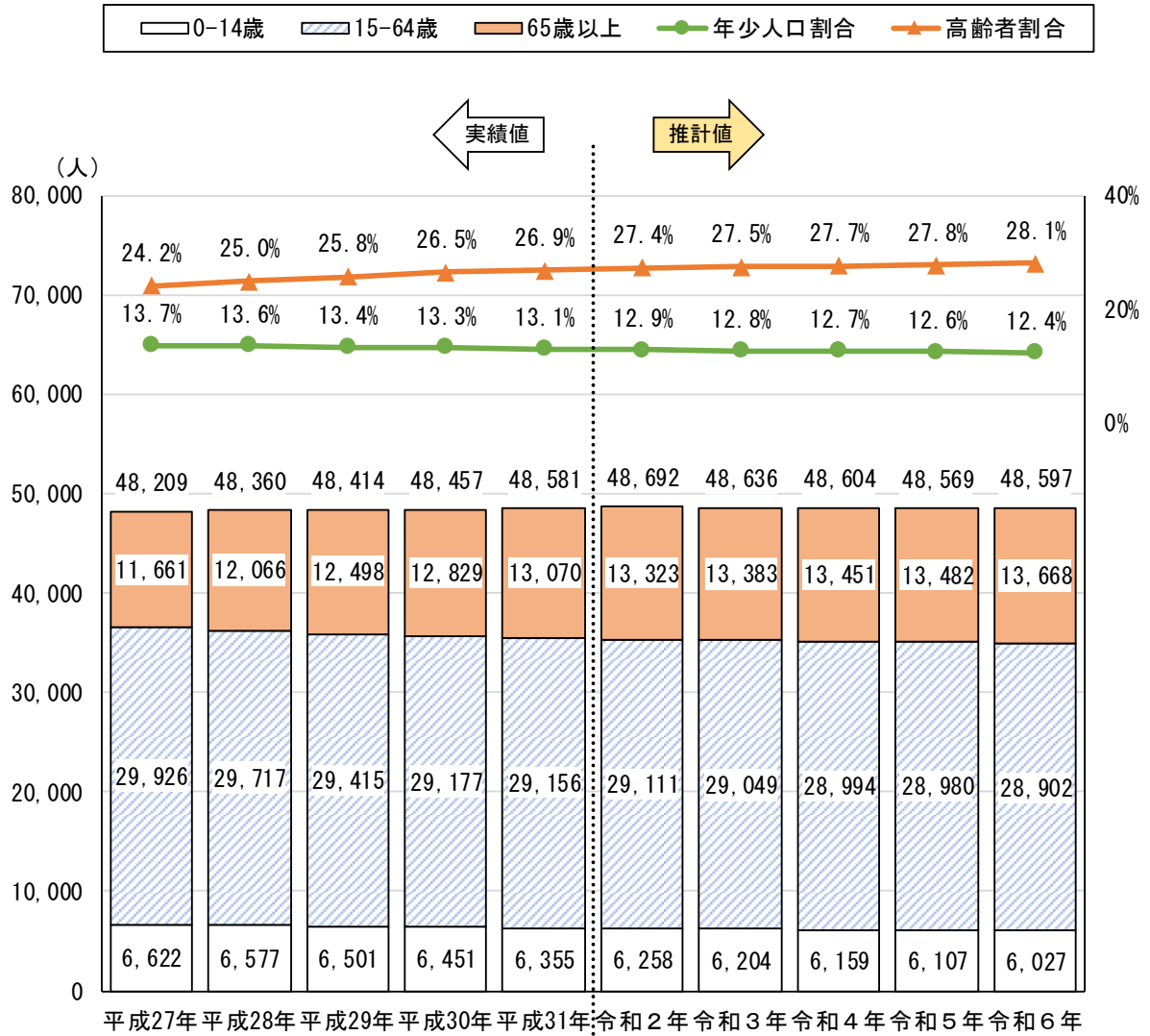
| 区分 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 年少人口 (0-14歳) | 6,622 13.7% | 6,577 13.6% | 6,501 13.4% | 6,451 13.3% | 6,355 13.1% |
| 生産年齢人口 (15-64歳) | 29,926 62.1% | 29,717 61.4% | 29,415 60.8% | 29,177 60.2% | 29,156 60.0% |
| 老年人口 (65歳以上) | 11,661 24.2% | 12,066 25.0% | 12,498 25.8% | 12,829 26.5% | 13,070 26.9% |
| 総人口 | 48,209 100.0% | 48,360 100.0% | 48,414 100.0% | 48,457 100.0% | 48,581 100.0% |

【2020年以降の推計値】(各年4月1日現在)

単位:上段・人, 下段・%

| 区分 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 年少人口 (0-14歳) | 6,258 12.9% | 6,204 12.8% | 6,159 12.7% | 6,107 12.6% | 6,027 12.4% |
| 生産年齢人口 (15-64歳) | 29,111 59.8% | 29,049 59.7% | 28,994 59.7% | 28,980 59.7% | 28,902 59.5% |
| 老年人口 (65歳以上) | 13,323 27.4% | 13,383 27.5% | 13,451 27.7% | 13,482 27.8% | 13,668 28.1% |
| 総人口 | 48,692 100.0% | 48,636 100.0% | 48,604 100.0% | 48,569 100.0% | 48,597 100.0% |

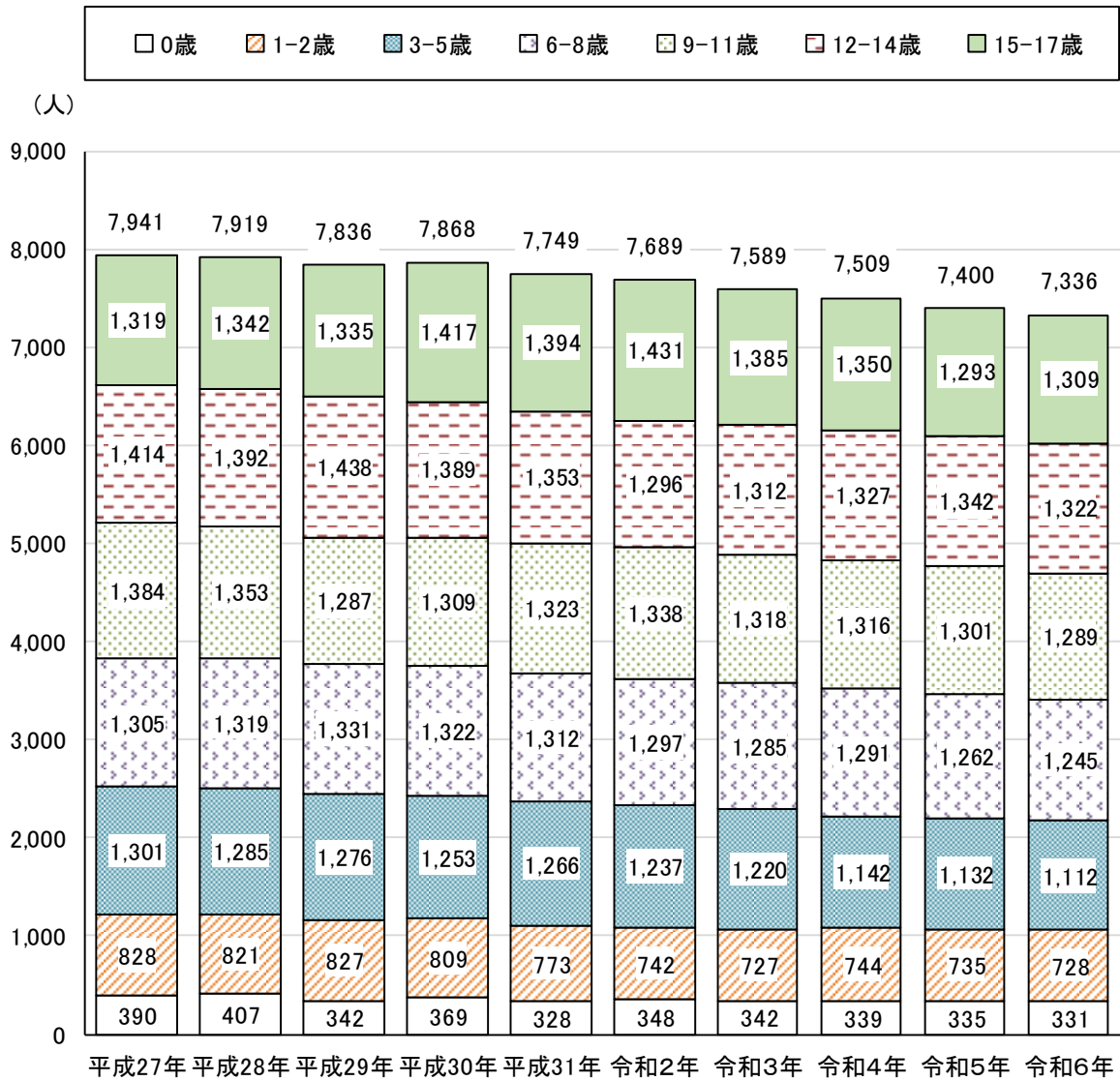
【実績人口及び将来人口推計(グラフ)】



(2) 計画期間における年齢各歳別人口推計

| 年齢 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 0歳 | 390 | 407 | 342 | 369 | 328 | 348 | 342 | 339 | 335 | 331 |
| 1歳 | 424 | 394 | 421 | 376 | 383 | 347 | 369 | 363 | 360 | 356 |
| 2歳 | 404 | 427 | 406 | 433 | 390 | 395 | 358 | 381 | 375 | 372 |
| 3歳 | 436 | 422 | 416 | 407 | 433 | 387 | 392 | 355 | 378 | 372 |
| 4歳 | 428 | 435 | 427 | 416 | 412 | 436 | 390 | 395 | 357 | 381 |
| 5歳 | 437 | 428 | 433 | 430 | 421 | 414 | 438 | 392 | 397 | 359 |
| 6歳 | 447 | 442 | 433 | 435 | 436 | 425 | 418 | 442 | 396 | 401 |
| 7歳 | 428 | 454 | 442 | 440 | 431 | 437 | 426 | 419 | 443 | 397 |
| 8歳 | 430 | 423 | 456 | 447 | 445 | 435 | 441 | 430 | 423 | 447 |
| 9歳 | 431 | 429 | 424 | 456 | 442 | 444 | 434 | 440 | 429 | 422 |
| 10歳 | 483 | 439 | 426 | 427 | 453 | 441 | 443 | 433 | 439 | 428 |
| 11歳 | 470 | 485 | 437 | 426 | 428 | 453 | 441 | 443 | 433 | 439 |
| 12歳 | 480 | 465 | 485 | 441 | 428 | 430 | 455 | 443 | 445 | 435 |
| 13歳 | 448 | 481 | 468 | 486 | 439 | 428 | 430 | 455 | 443 | 445 |
| 14歳 | 486 | 446 | 485 | 462 | 486 | 438 | 427 | 429 | 454 | 442 |
| 15歳 | 419 | 481 | 443 | 488 | 462 | 486 | 438 | 427 | 429 | 454 |
| 16歳 | 444 | 417 | 481 | 446 | 484 | 462 | 486 | 438 | 427 | 429 |
| 17歳 | 456 | 444 | 411 | 483 | 448 | 483 | 461 | 485 | 437 | 426 |

【計画期間における年齢各歳別人口推計(グラフ)】



5 各事業の概要

- 延長保育事業

11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業。(保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施。)

- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働き家庭など留守家庭のおおむね 10 歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。

- 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))。

- 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

- 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

- 病児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

- 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

- 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

- 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行う事業

- 妊産婦健診事業

市町村が必要に応じて、妊婦に対して健康診査を行う事業。

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業。

- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。